

大阪市告示第452号

次のとおり、岸壁の供用を休止する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

供用休止年月日	名称	位置	摘要
令和8年4月1日(水)から 令和9年3月31日(水)まで	第1号岸壁	大阪市港区海岸 通2丁目地先	供用休止区域は 別図のとおり
令和8年4月1日(水)から 令和9年3月31日(水)まで	第2号岸壁	大阪市港区海岸 通3丁目地先	供用休止区域は 別図のとおり
令和8年4月1日(水)から 令和9年3月31日(水)まで	第6号岸壁	大阪市港区海岸 通4丁目地先	供用休止区域は 別図のとおり

(大阪港湾局施設管理部海務課)